

法76条許可申請について（案内）

日進香久山西部土地区画整理組合

土地区画整理地区内の建築行為等の申請について

土地区画整理施行地区内での建築行為等は、土地区画整理法第76条の規定により制限されており、下記の建築行為等を行う場合は日進市長の許可が必要となりますので、建築行為等許可申請書の提出が必要となります。

- 1) 土地の形質の変更（切土、盛土等）
- 2) 建築物その他の工作物（フェンス、塀、擁壁等）の新築、改築又は増築
- 3) 移動の容易でない物件の設置又はたい積
※移動の容易でない物件とは、その重量が5トンを超える物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5トン以下となるものを除く。）です。

（注）都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法等については別途確認が必要です。

申請に必要な書類

1. 建築行為等許可申請書 3部
2. 意見書 3部（上から2段目まで記載してください。）
3. 仮換地証明、敷地地番該当証明、保留地証明（写し可）
4. 添付図面
 - ① 附近見取図 3部
 - ② 仮換地ブロック図 3部（寸法は組合で閲覧して記載）
 - ③ 配置図 3部（縦横断図を併記）
（雨水、汚水の排水経路を色分け表示）
 - ④ 平面図 3部
 - ⑤ 立面図 3部（敷地境界からの建物、工作物等の距離を記載）
 - ⑥ その他 3部（工作物の構造図…擁壁（CB積）等は基礎コンクリートも含め敷地境界から5cm控える）
（雨水の道路側溝への接続部詳細図）
5. 委任状 2部（代理人が申請される場合）
6. 土地使用承諾書 2部（申請者と土地所有者が異なる場合）

法76条許可申請の流れ

1. 建築行為等許可申請書を組合へ提出してください。その際に76条検査手数料として3万円を一緒にご持参ください。
組合で審査した後、組合から日進市区画整理課へ提出します。

2. 市長より建築行為等許可書が下りましたら連絡をいたしますので、受領前日までに建築等工事保証金を組合の指定口座に振込んでいただき、入金確認後許可書を交付いたしますので、振込書のコピーをご持参ください。（振込手数料は申請者等でご負担を願います。）

また、誓約書及び建築工事等着手届をご持参していただき、建築行為等許可書を受領してください。

※組合へ提出後、約3週間から1ヶ月程度で許可が下ります。

3. 工事着手及び工事完了時は、必ず立会検査を行います。

立会日時については、着手届及び完了届提出後、日程調整をさせていただき、ご連絡させていただきます。なお、完了検査においては杭の検測をさせていただきますので、完了届提出後最長2週間ほどお時間をいただきます。

4. 完了検査合格の場合は、後日、建築等工事保証金を返却口座に振込みます。ただし、保証金に利息はつきません。

公共構造物の破損等や杭の紛失等があった場合は、原因者の負担にて復旧していただきます。（ただし、組合が指定する施工業者とします。）復旧にかかる費用は建築等工事保証金から差し引きます。なお、杭の復元が必要な場合の費用は1本あたり1.5万円を負担していただきます。

工事着手及び完了検査の注意事項

○着手検査の注意事項

- 工事着手検査が終了後、建築等の工事に着手してください。
- 検査内容は、境界杭の確認、U字溝・舗装等公共物破損の事前チェックや現地に応じた注意事項の指示等です。なお、境界杭の近くを掘削等する場合は、事前に引照をしてください。
- 着手前の添付写真

※全景、着手前の境界杭も含めた境界線上、公共物の状況（破損がある場合）

○完了検査の注意事項

- 検査内容は、境界杭の確認、U字溝・舗装等公共物破損の確認、擁壁等境界に近接する箇所が越境していないか、資材の片づけ、清掃等のチェックです。
- 建物の場合は、U字溝に接続する雨水管の仕上げをチェックしますので、検査時にはその箇所のU字溝の蓋を外して確認できるようにしておいてください。
- 完了後の添付写真

※全景、完了後の境界杭も含めた境界線上、U字溝への雨水管取付状況（仕上げ状況）、境界沿構造物（基礎コンクリート型枠設置状況）